



三重県公報

平成28年12月13日 (火)

第 2861 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
772	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
773	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
774	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
公 告			
	特定非営利活動法人の認定を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	3
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	3
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 同伴	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧 同伴	(都市政策課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(同)	6
		(建築開発課)	6

告 示

三重県告示第 772 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 日 年 月 日
2450200338	株式会社ワンブレイス	四日市市生桑町 234-1	わかば四日市はぎ	四日市市波木町 1066-1	児童発達支援・放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2450200346	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町 2 丁目 11 番 9 号イトーピア橋本ビル 2 階	アプリ児童デイサービス四日市鶴の森	四日市市鶴の森 1 丁目 12-3	児童発達支援・放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2450300377	株式会社エンジョイ	鈴鹿市南玉垣町 3053 番地 8	エンジョイスマイルランド	鈴鹿市算所 1 丁目 3 番 11 号多貴 BLD2 階・3 階	放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2450500554	特定非営利活動法人ホワイトライフ	津市垂水 2772 番地 38	放課後等デイサービスほし	津市木造町 941 番地	放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2450500547	医療法人社団それいゆ	千葉県松戸市松戸 1147 番地涌井ビル 5 階	ソレイユキッズ津	津市久居新町 1113-1	児童発達支援・放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2450500562	株式会社グッドアット	津市白塚町 2776 番地	ドリームズ・21st 久居射場校	津市久居射場町 63 番地 2	放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日
2452700103	株式会社 bunanoki	松阪市日野町 575 番地	bunanoki house	多気郡明和町葦村 735 番地	放課後等デイサービス	平成 28 年 12 月 1 日

三重県告示第 773 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(8)の表第 2 号の項（C）の欄中「三重県内」を「三重県内外」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 774 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者からなされた届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー名張店
名張市蔵持町原出 505 番ほか
- 2 名張市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

夜間の照明について道路の通行の妨げにならないよう、照明の向き及び明るさに配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 荷さばき施設が近隣住宅に近い場所に位置することから、特に夜間の荷受け及び荷さばき作業時には作業音の軽減について配慮すること。

イ 店外での放送設備の使用について、使用時間、音量の調整等に配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

駐車場利用時間の延長により、青少年のたまり場となることが予想される。駐車場等の敷地内にごみが散乱し、周囲に迷惑がかからないよう敷地内の清掃等の管理をすること。

(4) その他事項

ア 三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条に基づき、駐車場の利用者に対して看板の掲示及び店内の放送により、駐車場の自動車等のアイドリングストップの周知を徹底すること。

イ 夜間の照明について周辺的生活環境に悪影響を与えないよう、照明の向き及び明るさに配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 12 月 13 日から平成 29 年 1 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 44 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の認定を行いましたので、同法第 49 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認定年月日

平成 28 年 12 月 5 日

2 認定に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 みえ循環器・腎疾患ネットワーク

(2) 代表者の氏名

谷川 高士

(3) 主たる事務所の所在地

津市江戸橋二丁目 174 番地

(4) その他の事務所の所在地

—

(5) 認定の有効期間

平成 28 年 12 月 5 日から平成 33 年 12 月 4 日まで

(6) 定款に記載された目的

この法人は、循環器および腎臓疾患の疫学、管理及び予防に関する研究とその応用発展を図り、もって国民の健康の増進と福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）

退任理事

津市河辺町 1777 番地

田村 宗博

津市渋見町 434 番地 1

" 産品 400 番地

" 神戸 1266 番地

" 一身田大古曾 396 番地

" 一身田豊野 868 番地

" 栗真小川町 1594 番地

" 高野尾町 1626 番地

" " 4296 番地

" 大里窪田町 1160 番地

亀山市三寺町 49 番地

津市河芸町上野 783 番地

" " 東千里 626 番地

" " 南黒田 173 番地

" " 三行 1223 番地

" 芸濃町棕本 2793 番地

" " " 6120 番地 1

" " 林 365 番地

" " 萩野 951 番地

" " 雲林院 1217 番地

" 安濃町草生 1469 番地

" " 中川 749 番地

" " 川西 22 番地

" " 浄土寺 1061 番地

" " 内多 2496 番地

" " 曾根 658 番地

" " 戸島 727 番地

" " 大塚 522 番地

" 東丸之内 27 番 8 号

亀山市野村 3 丁目 8 番 3 号

津市安濃町栗加 457 番地

退任監事

津市安東町 1341 番地

" 芸濃町棕本 1900 番地

" 安濃町清水 647 番地

就任理事

津市河辺町 1777 番地

" 一色町 493 番地

" 産品 400 番地

" 南河路 436 番地

" 一身田中野 148 番地 5

" 一身田豊野 868 番地

" 栗真小川町 1587 番地

" 高野尾町 1626 番地

津市高野尾町 4605 番地

" 大里窪田町 1160 番地

" " 2251 番地

亀山市三寺町 49 番地

津市河芸町上野 1628 番地 2

" " 東千里 655 番地 2

" " 南黒田 173 番地

谷 口 宏

野 田 輝 喜

杉 田 勝 美

田 中 睦 泰

森 川 晃 吉

西 口 輝 夫

田 中 康 章

若 菜 政 次

佐 脇 功

肥 田 岩 男

前 田 紀 男

後 藤 治

小 黒 敏 克

須 田 純 正

鈴 木 榮 一

小 粥 文 夫

鈴 木 宗 男

松 田 與 嗣

杉 谷 隆 志

清 水 清

斉 藤 一 巳

中 山 忠 男

野 田 喜 男

北 角 隆 信

伊 藤 一 夫

中 川 昭 男

倉 田 貞 嗣

前 葉 泰 幸

櫻 井 義 之

海 野 武 司

奥 山 久 郎

横 山 和 俊

太 田 勲

田 村 宗 博

田 中 正 行

野 田 輝 喜

矢 代 正 則

前 田 茂 明

森 川 晃 吉

西 口 誠 彦

田 中 康 章

稲 垣 元 康

佐 脇 功

伊 藤 康 雄

肥 田 岩 男

別 所 千万男

清 水 英 治

小 黒 敏 克

津市河芸町三行 1223 番地
 // 芸濃町棕本 3716 番地
 // // // 6120 番地 1
 // // 林 365 番地
 // // 萩野 415 番地
 // // 雲林院 834 番地 10
 // 安濃町草生 1483 番地
 // // 中川 682 番地
 // // 浄土寺 1061 番地
 // // 川西 101 番地
 // // 安濃 1282 番地
 // // 太田 1803 番地
 // // 荒木 213 番地
 // // 栗加 1290 番地
 // 東丸之内 27 番 8 号
 亀山市野村 3 丁目 8 番 3 号
 津市安濃町栗加 457 番地
 就任監事
 津市安東町 1341 番地
 // 芸濃町棕本 1900 番地
 // 安濃町妙法寺 48 番地 2

須田 純 正
 佐野 孝 彦
 小粥 文 夫
 鈴木 宗 男
 稲垣 光 之
 片岡 正 春
 内藤 隆 生
 横山 重 治
 野田 喜 男
 真柄 幸 佳
 後久 信 昭
 平松 和 直
 島田 重 和
 黒川 喜 信
 前葉 泰 幸
 櫻井 義 之
 海野 武 司
 奥山 久 郎
 横山 和 俊
 森谷 徹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定による、県営中山間地域総合整備事業御浜西部地区（阪本換地区）の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 28 年 12 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 28 年 12 月 14 日から平成 29 年 1 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定による、県営中山間地域総合整備事業御浜西部地区（上野換地区）の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算し

て1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

平成28年12月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成28年12月14日から平成29年1月18日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成28年11月28日に終了した旨、名張市長から通知がありました。

平成28年12月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量及び4級基準点測量)
- 2 作業地域
名張市富貴ヶ丘1番町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成28年12月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画地区計画
深溝地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、尾鷲市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成28年12月13日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
尾鷲都市計画道路
3・4・2号尾鷲港新田線
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成28年12月13日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 11月18日	伊勢市神久3丁目229-1ほか2筆ほか	伊勢市神久5丁目3-31 奥 埜 清 道

平成 28 年 11 月 22 日	いなべ市員弁町松名新田字松名 1 ほか 3 筆、員弁町 大泉字水谷 2197-4 ほか 2 筆及び員弁町平古字一之 郭 538-1	愛知県丹羽郡大口町竹田 1 丁目 131 ヤマザキマザックキャピタル株式会社 代表取締役 山 崎 智 久
平成 28 年 11 月 22 日	伊賀市西明寺字大澤 1896-2 ほか 22 筆ほか	伊勢市西豊浜町 655-18 株式会社 t r i d e 代表取締役 清 水 明
平成 28 年 11 月 25 日	松阪市石津町字門ノ前 192-2 ほか	松阪市大平尾町 53-1 伊 藤 清

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
